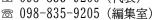
## 〒900-8578 那覇市樋川1-15-15

<sup>発行所</sup> 那覇地方検察庁

☎ 098-835-9200 (代表)







# 検察庁で働く職員の1日を見てみましょう

# A検察官の1日



😽 検察官バッジ 菊の葉と花弁の中に 赤で朝日をデザイン。「秋 霜烈日(しゅうそうれつじ つ)」の秋の霜の冷たさ、 夏の太陽の厳しさに例えら れています。

5:20 起床

早出勤務したよ! (ワークライフバランス)

7:00 出勤

7:30 業務開始

書類作成、 公判準備など

10:00 公判立会 (覚醒剤取締法違反)



裁判は誰でも傍聴する ことができるよ! 立証責任といって、被 告人が有罪であるとい う証明は、検察官が行 うんだ。とても重要な 役割だね!

12:00 昼休み

13:00 弁解録取 勾留請求 (傷害・身柄事件)

弁解録取とは、逮捕された被疑者の弁 解を聴く手続です。警察は、逮捕後、 48時間以内に、事件記録とともに被 疑者を検察官に送致しなければなりま せん。検察官が弁解を聴いた上で、引 き続き勾留が必要であると判断した場 合は、裁判官に勾留を請求します(受 理から24時間以内)。

#### 15:00 被疑者取調べ (窃盗・在宅事件)

身柄事件は、被疑者が身柄を拘束され ている事件、在宅事件は、被疑者が身 柄を拘束されていない事件のこと。 時には事件現場を見に行ったりもする んじゃ。補充捜査が必要な場合には、 警察に対して指示を出したりもするぞ。 1日の中で、いろんな事件を取り扱っ ているのがわかるな。

16:15 業務終了

17:30 買い物をすませて帰宅

18:00 子供を保育園に迎えに行き 帰宅

# B事務官(徴収係)の1日

検察庁には、「検務部門」という部署 があります。

検務部門には、警察等から送致され る事件の受理等を行う事件係、証拠品 の受け入れ等を行う証拠品係、罰金の 徴収等を行う徴収係、裁判で言い渡さ れた判決の執行手続を行う執行係等が あります。

6:30 起床

8:00 子供を保育園に送り 出勤

8:30 業務開始

窓口業務(罰金の納付者の 対応)

罰金未納者への督促業務 (電話をかけたり、督促状 の発送など)

#### 11:00 所在調査のため外出

罰金を納めず、連絡が取れ なくなった納付義務者の自 宅などを訪ねる。

12:00 昼休み

#### 13:00 未納者の収容手続き

収容とは、呼び出しに応じなかった り、逃亡するおそれがあるなどの納 付義務者に対し、検察官が発付した 収容状を執行して、検察庁へ連れて くることです。

収容の際は、手錠をかけます。



### 15:30 労役場留置の執行手続き

労役場留置とは、罰金等の納付義務 者が罰金等を納付することができな い場合、検察官の指揮により、判決 等で示されている期間、納付義務者 を労役場(拘置支所など)に留置し て作業をしてもらうことです。



17:15 業務終了

# 少年法の改正について(2022年4月改正)

民法の改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに併 せて、少年法も改正されました。

少年法とは、少年の健全な育成のために、非行を犯した少年に対する処分 やその手続を決めている法律のことです。

改正前 20歳未満の者は一律「少年」として取り扱われていました。



20歳未満の者は一律「少年」として取り扱われますが、そ 改正後 のうち18歳・19歳の者は「**特定少年**」と位置づけられ、 17歳以下の少年とは区別して取り扱われます。

どう変わったの・・・

## 刑罰に科せられる範囲の拡大

改正前は・・・16歳以上の少年のときに犯した故意の犯罪により人を 死亡させた罪の事件は、原則、刑事裁判にかけられます。

例:殺人罪、傷害致死罪等

改正後は・・・改正前の罪に加えて、特定少年のときに犯した罪で、一 定程度の重い刑罰が定められている罪の事件も追加され ます!

例:強盗、組織的詐欺(いわゆるオレオレ

詐欺等)、現住建造物等放火等 ※その他の罪の事件についても、犯した罪の中身や度合いなどによっては

# 実名報道の禁止が解除

刑罰に科せられることがあります。

改正前は、少年の時に犯した罪については、犯人の実名・写真等の報 道が禁止されていましたが、改正後は、特定少年が犯した罪について裁 判になったとき、その罪の内容によっては報道されることがあります。

## 労役場留置の禁止が解除

改正前は、判決宣告時に少年であった者については、労役場留置の言 い渡しはできませんでしたが、改正後は、特定少年に対しては、労役場 留置の言渡しができるようになります。

### ・成年年齢の引き下げにより18歳からできるようになったこと

- 携帯電話、クレジットカードなどの契約
- $\bigcirc$ 各種資格(公認会計士や司法書士など)の取得
- $\bigcirc$ 裁判員として刑事裁判に参加
- 性別の取扱いの変更の審判

※普通自動車免許の取得、選挙での投票はこれまでどおり18歳からできます

喫煙、飲酒、公営ギャンブルは、これまでどおり20歳まで禁止 されています。

### ~各種広報活動~

出前教室、業務説明会(団体・個人)などをおこなっています お気軽にお問い合わせください。



裁判員制度広報 キャラクター 「サイバンインコ」

那覇地検HP





直通電話 098-835-9205



法務省YouTubeチャンネル